

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第33号

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与の支給に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第 6 条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。) 第 2 条第 1 項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣 (以下「<u>公益的法人等派遣</u>」という。) の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(9) 略</p> <p>2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、停職にされ、育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、<u>公益的法人等派遣条例</u>第 2 条第 1 項の規定により派遣され、又は海外随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給料の返納)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、減給、停職、育児休業、外国派遣、<u>公益的法人等派遣</u>、海外随伴休暇等により過払となっ</p>	<p>第 6 条 職員が計算期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその計算期間中の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成14年鳥取県条例第 3 号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。) 第 2 条第 1 項の規定により派遣され、又は同項の規定による派遣 (以下「<u>公益法人等派遣</u>」という。) の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(9) 略</p> <p>2 計算期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、停職にされ、育児休業をし、外国派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣され、<u>公益法人等派遣条例</u>第 2 条第 1 項の規定により派遣され、又は海外随伴休暇を承認されている職員が、給料の支給期日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その計算期間中の給料をその際支給する。</p> <p>(給料の返納)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 職員の給料が計算期間中給料の支給期日後において、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、減給、停職、育児休業、外国派遣、<u>公益法人等派遣</u>、海外随伴休暇等により過払となっ</p>

<p>た場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。</p>	<p>場合は、その者が従前給料の支給を受けていた費目にその際返納させなければならない。</p>
<p>第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、停職、育児休業、外国派遣、<u>公益的法人等派遣</u>、海外随伴休暇等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</p>	<p>第16条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料から差し引く。ただし、退職、休職、専従許可、大学院修学休業、自己啓発等休業、停職、育児休業、外国派遣、<u>公益法人等派遣</u>、海外随伴休暇等の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引く。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>(休職者の給与) 第16条の2 略</p>	<p>(休職者の給与) 第16条の2 略</p>
<p>2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する<u>公益的法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。)と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。</p>	<p>2 前項の場合において、給与条例第12条の2第5号の規定により支給する休職者の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当について、それぞれ100分の70(生死不明等の原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害(外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き在職する<u>公益法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の災害又は通勤による災害を含む。)と認められるときにあっては、100分の100)を乗じて得たものとする。</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」とい</p>

う。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1) 略

(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

(3)~(5) 略

(特別の場合の昇格)

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

う。)第4条及び第18条の規定、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び第23条の規定、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)第6条、第7条第4項及び第16条の規定並びに職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第11条及び第13条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。

(1) 略

(2) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

(3)~(5) 略

(特別の場合の昇格)

第8条の3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「外国派遣職員」という。)又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（外国派遣職員に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣職員に係る公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

（復職時等における号給の調整）

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第16）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(4) 略

(5) 公益的法人等派遣職員 派遣期間

(6)～(9) 略

2 略

3 外国派遣職員、公益的法人等派遣職員、自己啓発等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合にお

第8条の6 略

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、心身の故障が公務上の負傷若しくは疾病（外国派遣職員に係る派遣先の機関、公益法人等派遣職員に係る公益法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者の在職する公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。以下同じ。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病によるものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、前項第3号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第4号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ2年を超えてはならない。

3 略

（復職時等における号給の調整）

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第16）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(4) 略

(5) 公益法人等派遣職員 派遣期間

(6)～(9) 略

2 略

3 外国派遣職員、公益法人等派遣職員、自己啓発等休業職員若しくは育児休業職員が職務に復帰した場合又は人事委員会が定めるこれに準ずる場合にお

ける号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(外国派遣職員等の退職時の号給の調整)

第18条 外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第16(第17条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。)第2条各号の規定に該当する休職(人事委員会の定めるものに限る。)、外国派遣職員又は公益的法人等派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間	3分の3以内
略	

る号給の調整について、前2項の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(外国派遣職員等の退職時の号給の調整)

第18条 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第16(第17条関係)

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号。以下「休職事由条例」という。)第2条各号の規定に該当する休職(人事委員会の定めるものに限る。)、外国派遣職員又は公益法人等派遣職員の派遣、大学院修学休業並びに職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号。以下「勤務時間規則」という。)第15条の表第1号及び県費負担教職員勤務時間規則第14条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間	3分の3以内
略	

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第5条の4 略 2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当していると	第5条の4 略 2 月の中途において次の各号に掲げる場合における当該各号に掲げる期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当していると

きを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

(1)~(8) 略

(9) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣(以下「公益的法人等派遣」という。)をされた場合 公益的法人等派遣の期間

3 略

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益的法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

きを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

(1)~(8) 略

(9) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定による派遣(以下「公益法人等派遣」という。)をされた場合 公益法人等派遣の期間

3 略

第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のうち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げる職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居(当該復帰の日以後に転居する場合において、高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの(当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)

(2)及び(3) 略

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、又は<u>公益的法人等派遣</u>をされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、又は<u>公益法人等派遣</u>をされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	--

(初任給調整手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当の支給に関する規則(昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第2条第1項の規定により派遣され、若しくは<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き公益的法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)</u>又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>	<p>(支給期間及び支給額)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣され、若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人に在職する場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間(条例第12条の2第1号及び第2号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)</u>又は当該派遣若しくは当該特定法人に在職した期間(同法第2条第1項又は第10条第1項の規定による取決めにより初任給調整手当に相当する金額を全額支給されることとなる場合には、当該期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。</p> <p>3 略</p>

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 5 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和 41 年鳥取県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和 37 年鳥取県条例第 51 号) 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。) 第 10 条に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令 (昭和 28 年政令第 215 号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人、同令第 9 条の 4 各号に掲げる法人 (同令第 9 条の 2 各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成 17 年法律第 97 号) 第 166 条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 16 条の 4 第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日 (以下「期末手当基準日」という。) に在職する一般職員 (条例第 16 条の 5 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (9) 略</p> <p>(10) <u>公益的法人等派遣条例</u>第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員 (以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。) のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>(特定幹部職員としない職員)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 一般地方独立行政法人等職員 地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、職員の退職手当に関する条例 (昭和 37 年鳥取県条例第 51 号) 第 9 条第 5 項第 2 号に規定する地方公社、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成 14 年鳥取県条例第 3 号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。) 第 10 条に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。)、国家公務員退職手当法施行令 (昭和 28 年政令第 215 号) 第 9 条の 2 各号に掲げる法人、同令第 9 条の 4 各号に掲げる法人 (同令第 9 条の 2 各号に掲げる法人及び郵政民営化法 (平成 17 年法律第 97 号) 第 166 条第 1 項の規定により解散した旧日本郵政公社を除く。) その他人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるものに勤務する者をいう。</p> <p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 1 条の 3 条例第 16 条の 4 第 1 項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日 (以下「期末手当基準日」という。) に在職する一般職員 (条例第 16 条の 5 各号のいずれかに該当する者を除く。) のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) ~ (9) 略</p> <p>(10) <u>公益法人等派遣条例</u>第 2 条第 1 項の規定により派遣された職員 (以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。) のうち、給与の支給を受けていない職員</p> <p>(特定幹部職員としない職員)</p>

<p>第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員（休職にされている職員のうち条例第12条の2第1項第1号に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。第2条の4第1項において同じ。）以外の職員とする。</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>公益的法人等派遣職員</u></p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（9） 略</p>	<p>第2条の2 条例第16条の4第2項の人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員（休職にされている職員のうち条例第12条の2第1項第1号に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。第2条の4第1項において同じ。）以外の職員とする。</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（勤勉手当の支給を受ける職員）</p> <p>第3条の9 条例第16条の7第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する一般職員（条例第16条の7第5項において準用する条例第16条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>公益法人等派遣職員</u></p> <p>（4）及び（5） 略</p> <p>（勤勉手当に係る勤務期間）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間（外国派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣期間中のこれに相当する期間を含む。）を除算する。</p> <p>（1）～（9） 略</p>
--	--

（職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）	（新たに採用された職員で赴任の対象となる者）

<p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「<u>公益的法人等派遣法</u>」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第3 略</p>	<p>第3条 条例第2条第1項第4号の人事委員会規則で定める職員は、国、他の地方公共団体若しくは国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等の職員又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員若しくは職員から引き続いて採用される職員（条例第1条に規定する職員に採用されるものに限る。以下同じ。）、<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>（平成12年法律第50号。以下「<u>公益法人等派遣法</u>」という。）第10条第1項の規定により採用される職員及び人事委員会の承認を得た職員とする。</p> <p>別表第3（第17条関係）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 条例第31条第2項の規定を適用する場合の基準</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 職員が<u>公益法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰する場合において、当該復帰に伴い住所又は居所を移転するときには、当該移転について赴任の場合の旅費の例により算定した額を支給するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第3 略</p>
---	--

（住居手当に関する規則の一部改正）

第7条 住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、<u>鳥取</u></p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、同令第9条の4各号に掲げる法人（同令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）、<u>公益</u></p>

<p><u>県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u> (平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。)第2条第1項各号に掲げる法人、<u>公益的法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者)にあつては当該適用、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p><u>法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号。以下「<u>公益法人等派遣条例</u>」という。)第2条第1項各号に掲げる法人、<u>公益法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(3) 略</p> <p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者)にあつては当該適用、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
---	---

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第8条 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと(以下この号において「復帰」という。)に伴</p>	<p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 給与条例第10条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰したこと(以下この号において「復帰」という。)に伴い、住</p>

<p>い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 (2)～(8) 略</p>	<p>居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該復帰の直前の住居から当該復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 (2)～(8) 略</p>
--	---

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア <u>育児休業法第2条の規定により育児休業(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)</u>第3条第1号に規定する派遣職員(以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。)にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「<u>育児介護休業法</u>」という。)第2条第1号に規定する育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>公益的法人等派遣条例</u>第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「<u>退職派遣者</u>」という。)であつた期間(育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしていた期間を除く。)</p> <p>(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第8条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間</p> <p>ア <u>育児休業法第2条の規定により育児休業(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第3条第1号に規定する派遣職員(以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。)にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「<u>育児介護休業法</u>」という。)第2条第1号に規定する育児休業)をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>公益法人等派遣条例</u>第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「<u>退職派遣者</u>」という。)であつた期間(育児介護休業法第2条第1号に規定する育児休業をしていた期間を除く。)</p> <p>(育児休業をしている職員の勤勉手当に係る勤務した期間に相当する期間)</p>

<p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、<u>公益的法人等派遣職員</u>であった期間のうち<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち<u>公益的法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。</p>	<p>第9条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める期間は、<u>公益法人等派遣職員</u>であった期間のうち<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第3項第1号に規定する派遣先団体において勤務した期間及び退職派遣者であった期間のうち<u>公益法人等派遣条例</u>第10条に規定する特定法人において勤務した期間とする。</p>
---	--

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第10条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者(以下「退職派遣者」という。)</p> <p>(4)~(7) 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益的法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。</p> <p>6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益的法人等派遣条</u></p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。)</u>第10条第1項の規定により退職し引き続き<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。)</u>第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者(以下「退職派遣者」という。)</p> <p>(4)~(7) 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、<u>公益法人等派遣法</u>第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。</p> <p>6 条例第14条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 新たに職員となった年に<u>公益法人等派遣条例</u></p>

<p>例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p>	<p>第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数</p>				
<p>(4) 略 7 略</p>	<p>(4) 略 7 略</p>				
<p>(病気休暇) 第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>	<p>(病気休暇) 第15条 条例第15条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 642 707 1626"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益的法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p> </td> <td data-bbox="707 642 798 1626"> <p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益的法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="825 642 1300 1626"> <p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p> </td> <td data-bbox="1300 642 1391 1626"> <p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p>
<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益的法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益的法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p>				
<p>(1) 公務による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定により派遣された職員に係る派遣先の機関、<u>公益法人等派遣条例</u>第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（<u>公益法人等派遣職員</u>及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める期間</p>				
<p>略</p>	<p>略</p>				

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第11条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び 3 略

4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。) 第10条第1項の規定により退職し引き続き鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第10条に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。) に在職する者 (以下「退職派遣者」という。)

(4) ~ (7) 略

5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益的法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 新たに職員となった年に公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年鳥取県条例第3号) 第2条第1項の規定によ	医師の証明等に基づき、最
---	--------------

(年次有給休暇の日数)

第11条 略

2 及び 3 略

4 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。) 第10条第1項の規定により退職し引き続き公益法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。) 第10条に規定する特定法人 (以下「特定法人」という。) に在職する者 (以下「退職派遣者」という。)

(4) ~ (7) 略

5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた職員であって、公益法人等派遣法第5条第1項又は第2項の規定により職務に復帰したものとする。

6 条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 新たに職員となった年に公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、当該職員となった年に職務に復帰した者 他の職員との均衡を考慮して人事委員会が別に定める日数

(4) 略

7 略

(病気休暇)

第14条 条例第13条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (昭和63年鳥取県条例第3号) 第2条第1項の規定によ	医師の証明等に基づき、最
---	--------------

<p>り派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益的法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>小限度 必要と 認め る 期間</p>	<p>り派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に係る派遣先の機関、公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）に係る同条第3項第1号に規定する派遣先団体又は退職派遣者に係る特定法人における業務に係る業務上の負傷又は疾病を含む。）又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤（公益法人等派遣職員及び退職派遣者にあつては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該派遣先団体又は特定法人において就いていた業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。））をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病の場合</p>	<p>小限度 必要と 認め る 期間</p>
略		略	

（公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、第9条、第19条及び第20条の規定に基づき、<u>公益的法人等</u>（条例第1条に規定する<u>公益的法人等</u>をいう。以下同じ。）への職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成14年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号、第9条、第19条及び第20条の規定に基づき、<u>公益法人等</u>（条例第1条に規定する<u>公益法人等</u>をいう。以下同じ。）への職員（条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 任命権者(条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、条例第9条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において条例第2条第1項の規定により派遣した職員(以下「<u>公益的法人等派遣職員</u>」という。)に係る派遣先団体(条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)の名称、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに<u>公益的法人等派遣職員</u>であって当該年度内に職務に復帰したものに係る復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p> <p>2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において<u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p>	<p>(派遣職員等の報告)</p> <p>第3条 任命権者(条例第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、条例第9条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において条例第2条第1項の規定により派遣した職員(以下「<u>公益法人等派遣職員</u>」という。)に係る派遣先団体(条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)の名称、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに<u>公益法人等派遣職員</u>であって当該年度内に職務に復帰したものに係る復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p> <p>2 任命権者は、条例第19条の規定により、毎年5月末日までに、前年度において<u>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律</u>(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により退職し引き続き条例第10条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者に係る特定法人の名称、特定法人において業務に従事する期間及び特定法人における処遇の状況等並びに当該年度内に法第10条第1項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。</p>
---	--

(平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第13条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア~ウ 略</p> <p>エ <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>オ~ケ 略</p> <p>(9)~(13) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。 ア~ウ 略</p> <p>エ <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成14年鳥取県条例第3号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>オ~ケ 略</p> <p>(9)~(13) 略</p>

この規則は、平成20年12月1日から施行する。